

公立学校情報機器整備費補助金(令和3年度GIGAスクールサポーター配置促進事業)に関する自治体向けFAQ【令和3年2月4日】

No.	事項	問	答
1	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターの役割としては何が想定されていますか。	学校におけるICT環境整備の初期対応について技術的な面から支援するもので、業務としては、例えば、ICT環境の設計、通信環境の確認、端末の使用マニュアル(ルール)作成、オンライン学習時のシステムサポート、ヘルプデスクによる遠隔支援、教員に対する使用方法の周知などを想定しています。
2	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターとICT支援員はどう違うのでしょうか。活用する人材について何か条件がありますか。	GIGAスクールサポーターは、学校におけるICT環境整備の初期対応について技術的な側面から支援を行うもので、具体的には、学校におけるICT環境の設計や使用マニュアル(ルール)の作成などを行うものです。 ICT支援員は、日常的なICT活用支援を行うもので、具体的には授業支援、校務支援、環境整備、校内研修を行うものです。各自治体において活用する人材について条件は特にありません。
3	GIGAスクールサポーター	従来ICT支援員として活用している人材を、GIGAスクールサポーターとして活用してもよいのでしょうか。	GIGAスクールサポーターとして必要な専門性を有する人材であれば、現在、ICT支援員として活用している人材を活用しても差し支えありません。ただし、仮に同一の人物が双方の役割を担う場合、補助対象範囲を特定するために、GIGAスクールサポーターとしての業務とそれにかかる日数や時間、経費を書面をもって予め明確にしておく必要があります。
4	補助対象経費	補助対象経費の具体的な範囲はどうなっていますか。	「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨に必要なとなる人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、委託料等となり、各費目の具体的な内容の例示は次のとおりです。 人件費:報酬(社会保険料(本人負担分に限る)を含む。)、報償費 旅費:各地方公共団体の会計規則等(業務委託、人材派遣の場合は委託や派遣を担う事業者の規定等)に基づく金額 消耗品費:消耗品類、図書、資料代 印刷製本費:各種印刷に係る経費 通信運搬費:郵便、電話、データ通信 雑役務費:派遣契約
5	補助対象経費	GIGAスクールサポーターは、本事業で想定されているすべての業務をしないとけないのでしょうか。	自治体ごとに、ICT環境の現状や教育委員会の体制は異なります。「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえつつ、各自治体や学校の実態に応じて、GIGAスクールサポーターの想定される業務内容のうち特定の業務に重点化していただいても差し支えありません。

No.	事項	問	答
6	補助率	自治体ごとの標準補助額の考え方を教えてください。	標準補助額とは、整備対象とする学校数をもとに、一定の算式を用いて学校設置者ごとに標準的な補助額を算定するもので、補助額の目安を示すものです。 なお、標準補助額を超える部分については、予算の範囲内で調整額により増額して算出することがあります(当該学校設置者の事業費の1/2まで)。
7	配分方針	配置校や、単価、業務期間等に制限はあるのでしょうか。 また、人材を確保する際には直接雇用以外の形態(委託、派遣など)も可能でしょうか。	GIGAスクールサポーターとして活用する者の人数や単価、期間については、「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえつつ、自治体において柔軟に定めることができます。また、GIGAスクールサポーターの活用の仕方について、自治体で直接雇用・委嘱することのほか、事業者による業務委託をすることや事業者から人材の派遣を受けることも可能です。
8	その他	国が行うICT活用教育アドバイザーとGIGAスクールサポーターはどのように違うのでしょうか。	ICT活用教育アドバイザーは、国が委嘱するアドバイザー(大学教員、先進自治体職員等)が、各教育委員会等に対し、派遣やオンラインで環境整備やICTを活用した指導方法など、教育の情報化全般について助言・支援を行うものです。 他方、GIGAスクールサポーターは、教育委員会等の学校設置者が、本事業の補助金を活用して、ICT技術者をサポーターとして募集・配置し、学校におけるICT環境整備の初期対応に従事させるものです。
9	標準補助額	交付申請様式の設置学校数欄には分校は1校と数えてよいでしょうか。	分校は本校とは別の敷地にあることが一般的であるため、分校を1校と数えることは差し支えありません。
10	標準補助額	交付申請書添付様式の設置学校数欄には、GIGAスクールサポーターを配置する予定のない学校も1校と数えてよいでしょうか。	標準補助額は自治体ごとの補助額の目安にすぎない(希望調査においては標準補助額を超える補助金要望額を提出することも可能)ため、自治体が設置する学校である限り、GIGAスクールサポーターを配置するかどうかにかかわらず、1校と数えることは差し支えありません。
11	標準補助額	交付申請様式の設置学校数欄には高等学校は1校と数えてよいでしょうか。	自治体が設置する学校である限り、1校と数えて下さい。
12	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターとなる人材を見つけることが困難な場合は、どのような方法で探せばよいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・保守業者への委託 ・ネットワーク、端末整備業者への委託 ・ICT支援員等による紹介 ・県が実施している事業の活用 ・シルバー人材の活用 ・地域おこし協力隊の活用 などの方法で探してください。
13	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターの雇用形態は委託契約でもよいということですが、委託先となる事業者は、校内通信ネットワーク整備を請け負った業者や端末納入事業者でも問題ないのでしょうか。	ネットワーク整備を請け負った事業者や端末を納入した事業者にも、GIGAスクールサポーターの業務を委託することは差し支えありません。実績報告に当たって、GIGAスクールサポーター部分の業務内容と金額を特定してお示ください。

No.	事項	問	答
14	補助対象経費	GIGAスクールサポーターの業務内容として、端末の初期設定業務を含めてもよいのでしょうか。	端末設定業務については、情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金の補助対象となっており、同補助金において対応することが望まれますが、他の補助金に端末設定業務を含めることができなかった場合は、GIGAスクールサポーターが事実上、初期設定業務に当たることまで差し支えありません。GIGAスクールサポーターに関する契約等において業務内容に関する取り決めについて、予め事業者とよく相談してください。
15	補助対象経費	家庭学習や家庭と学校をつないだオンライン学習を行えるよう、端末の設定変更を行う必要があります。GIGAスクールサポーターの業務内容として認められるのでしょうか。	GIGAスクールサポーターが初期設定業務を行うことは本事業の目的と合致するため、補助対象と認められます。 なお、他の補助事業において端末設定業務を補助対象に含めている場合は、本事業において補助対象とすることはできません。
16	補助対象経費	GIGAスクールサポーターが業務に当たって使用する端末も補助対象経費として認められますか。	学校のICT環境整備の初期対応という性格を踏まえ、備品としての購入は想定していません。レンタル経費については認められます。
17	補助対象経費	今後、1人1台端末の調達とあわせて、授業支援ソフトの調達等も検討しています。この調達に関する助言を得るためにGIGAスクールサポーターを活用したいと考えていますが、補助対象となるのでしょうか。	授業支援ソフトの選定等についてICT人材から技術的な助言を受けること自体は、学校におけるICT環境整備の初期対応を趣旨とするGIGAスクールサポーターの業務と捉えることができ、補助対象としても差し支えありませんが、このような事例においては、ICT活用教育アドバイザーの活用も御検討ください。
18	補助対象経費	GIGAスクールサポーターを配置する場所に指定はありますか。	「学校におけるICT環境整備の初期対応」という本事業の趣旨を踏まえたものであれば、配置場所について特段指定はありません。
19	補助対象経費	学校ごとにGIGAスクールサポーターを契約してもよいのでしょうか。	学校ごとに契約しても差し支えありません。自治体として実績報告を提出する際や経費額等を確実に把握するようにしてください。
20	補助対象経費	補助金の範囲内であれば4校に4人配置しても問題ないのでしょうか。	交付決定額に基づき、弾力的に運用していただいても差し支えありません。
21	補助対象経費	希望調査の段階では直接雇用を想定していましたが、委託契約への変更の可能性があり、交付申請書類の費目の金額が変わってしまうことが考えられるが、問題はないのでしょうか。	交付決定額内であれば、費目の内訳金額が変わっても差し支えありません。
22	GIGAスクールサポーター	交付申請以降に、業務内容を変更する必要がある場合、変更申請を提出したほうがよいのでしょうか。	変更内容がGIGAスクールサポーターの業務の範囲内であれば差し支えありません。また、交付決定額内であれば変更しても構いません。ただし、業務内容の変更事由について整理し、記録等をお願いします。

No.	事項	問	答
23	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターが授業のサポートに入ってもよいでしょうか。	日常的な授業支援はICT支援員の業務になりますが、GIGAスクール構想実現に向けた初期対応として教員をサポートする必要がある場合、授業のサポートに入っても差し支えありません。
24	GIGAスクールサポーター	GIGAスクールサポーターが職員研修に携わってよいでしょうか。また、GIGAスクールサポーターが講師として研修を行ってもよいでしょうか。	GIGAスクールサポーターの業務に新しい端末の周知等も業務内容になっています。研修内容が初期対応(操作確認・使用方法等)としての業務であれば、差し支えありません。
25	その他	GIGAスクールサポーターの仕様書の作成方法がわかりません。教えてもらうことは可能ですか。	仕様書の作成についてICT活用教育アドバイザー事務局で相談を受け付けています。詳しくは以下のページにある問合せフォームからお問合せください。また以下に示した既にGIGAスクールサポーターを配置している自治体例も参考にしてください。 【既の実施済み自治体の取組】 ・ICT活用教育アドバイザーに相談した。 ・既にサポーターを配置している自治体の仕様書を参考にした。 ・契約している保守業者から助言を受けた。 ・端末整備、ネットワーク整備事業者と相談した。 など
26	補助対象経費	GIGAスクールサポーターに係る業務について、初期対応に含まれる業務とはどのような業務ですか。	これまで説明してきているネットワークや端末整備に係る設定等(保護フィルム、シール貼り、パスワード設定等)も含みます。また、オンラインを活用した家庭学習の運用が安定的に実施できるようになるまでの通信障害等への対応も対象業務として含まれます。判断がつかない場合にはご相談ください。
27	補助対象経費	希望調査時点で人材確保ができていなかったり、雇用契約や委託契約を結んでいなかったりしても申請してもよいでしょうか。	令和3年度内に雇用等契約を結び事業実施、完了することができれば、申請いただいても差し支えありません。
28	補助対象経費	内定額より申請額が下回ってもよいですか。	内定額の範囲内であれば構いません。ただし、大幅に下回る場合は事前に連絡をお願いします。